

氏名	わか まつ よし き 若 松 良 樹
学位の種類	博 士 (法 学)
学位記番号	論法博第 150 号
学位授与の日付	平成 16 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
学位論文題目	センの正義論

論文調査委員 (主査) 教授 亀本 洋 教授 田中成明 教授 服部高宏

### 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、A・センの正義論の全体像を、彼の方法論上の鍵となる「情報制約」という概念に基づいて描き出そうとしたものである。あらゆる理論は一定の情報の上に依拠し（情報基礎）、他の情報は排除している（情報制約）。もしある理論が必要な情報を排除し、不必要な情報を考慮していたら、その理論は批判されてしかるべきだろう。したがって、情報はある理論の適否を吟味するのに有効な観点を提供するだろう。

1970年代の正義論は、功利主義対権利論という二項対立を軸に展開されてきた。本論文は功利主義と権利論を座標軸としてセンの理論の特徴を描き出すという戦略をとる。この二項対立が不毛であることをセンは指摘する。彼は功利主義の情報制約として、帰結主義、厚生主義、総和主義の三つを析出する。これらの情報制約が厳しすぎることを指摘した点で従来の権利論の意義は否定すべくもないが、功利主義を批判するあまり権利論自体の情報基礎も狭隘なものになってしまった、とセンは主張する。具体的には、権利論は功利主義の情報基礎を排除するため、反帰結主義、反厚生主義、反総和主義という情報制約を課しているのである。しかし、功利主義の情報基礎が狭隘であるということは、それらの中に重要な情報が含まれていないということまでも含意するものではない。功利主義が正当にも配慮していた情報を排除してしまう点で、従来の権利論の情報基礎もまた、別の仕方においてはあがあるが、狭隘なのである。

功利主義か権利論かという不毛な二項対立を超えるために、センは拡大された情報基礎を持つ独自の理論を代替案として提示する。まず帰結主義に関しては、その情報基礎である「事態」の観念を拡張し、行為や過去などといった帰結主義の限界として従来指摘されてきた要素もその構成要素とすることにより、帰結主義の狭隘さを克服するとともに、ノージックに代表される義務論的制約に依拠した権利論に代表されるような帰結を無視する硬直した反帰結主義的な立場からも距離をとろうとする。

帰結主義が功利主義以外にも多くの理論によって共有されている情報制約であるのに対して、第二の情報制約である厚生主義は個人の利益や自由についての情報として個人効用以外の情報を排除する点で、功利主義の定義的な特徴である。厚生主義に対しては、個人が恣意的に自分の利益の内容を変更できる可塑性を有しているとして、ロールズが「自分の目的に対する責任」を強調する立場から批判を展開し、社会的基本財という独自の代替案を提出している。これに対してセンは、厚生主義に代表される主観的基準があまりに主観的であると批判する際にはロールズと共同歩調をとるものの、社会的基本財に代表される客観的基準はあまりに客観的すぎるとして、潜在能力アプローチという独自の中間的な基準を提示する。

第三に、古典的功利主義の総和主義という情報制約に対して、ドゥオーキンに代表される従来の権利論は社会の目標に個人の権利を対置し、個人の持ち分を示す分配的な考慮としての権利を重視した。これに対して、センは分配的考慮の重要性を承認しつつも、総和的な考慮もまた重要であるという柔軟な姿勢を見せる。

このようなセンの煮え切らない態度に対しては「いい所どり」ではないかという批判が当然ながら加えられてきた。また「あれかこれか」ではなく、「あれもこれも」というセンの姿勢は、彼の理論の整合的な解釈を困難にするものでもある。果

たして、彼の理論には整合性など存在しないのだろうか。

この問題に接近するために、本論文は、「どの問題をどの程度」解決しようとしているのかという観点からセンの理論の狙いを示し、この狙いから整合的な解釈を導こうとする。センが重視してきた「どのような情報が必要であるか」という問題は、「何をどこまで解決しようとしているのか」にも依存しており、後者から離れて抽象的に情報基礎の適否を論じても不毛だからである。実際、センのロールズ批判に対しては、ロールズの理論が功利主義とは別の問題を解決しようとしているという事実を無視しているという批判が存在している。

本論文は、現代正義論における様々な理論が解決しようとしている問題を「正義の問題」と呼び、それらを「福利の増進」「制度の設計」「不正義の是正」の三つに分類する。功利主義が個人の福利の増進を目指す理論であり、ロールズが社会制度の設計を志しているのに対して、センが何を狙っているのかそれほどはっきりしない。この点がセンの理論の最大の欠陥であることを指摘した上で、本論文は社会的選択理論における権利概念をめぐる論争においてセンが断片的に述べていることをつなぎ合わせて、「不正義の是正」を目指すセンの理論に対する一つの解釈を提示した。

第二に「どの程度」という問題に関しては、正義の問題におけるあいまいな態度とは対照的にセンは明瞭に完備性の要求を斥けている。あらゆる問題を解決できるわけではないということは無能を意味するものではない。従来の正義論はあらゆる問題を解決しようとするあまり、多くの情報を雑音として排除してきた。しかし理論のために価値があるのではなく、その逆である。したがって、理論的なごきれいさのために現実の価値を切り刻むことは本末転倒である。センは現実の多様性を理由に不完備性を受け入れつつ、安易に絶望せずに不完備な理論に解決できる問題があることを認めるよう要求する。

具体的には、何が正義かに関しては、人々の間で意見の一致が見られないかもしれないが、明白な不正義に対してであれば合意は可能であり、この領域に対してなら不完備な理論であっても貢献できることが存在するとセンは主張する。他方で、彼はこれ以上の領域の問題を無理やり解決するために情報制約を課して現実を歪曲することを批判しているのである。このような形で、本論文は、センの狙っていることが不明瞭であることを承認しつつも、彼が避けようとしている事柄から彼の理論を再構成し、そのことによって彼の理論が整合性などない「いい所どり」の理論であるとの批判に答えようとするものである。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、1970年代以降の正義をめぐる倫理学・政治哲学・法哲学・経済哲学を横断する複雑で錯綜した論争を、正義問題の決定における情報基礎および情報制約という観点から捉え直し、そのなかでA・センの立場を対抗する様々な立場と比較対照しつつ的確に位置づけ、このような作業を通じ、センの正義論の全体像を明らかにしようとするものである。本論文において、この目的はほぼ完璧に達成されている。

第一に、この論争が、これまでは、主として正義の実体的内容をめぐる論争として理解されるか、正義の実体的内容と方法論との関係をそれほど意識せずに理解されるのが常だったのに対して、本論文の注目すべき特徴は、セン自身の考察視角から示唆を得て、実体的正義論の先行問題として情報基礎に着目し、功利主義と権利論の対決として始まった先の論争を適切かつ厳密な概念分析によって整理したところにある。かくして、厚生経済学者として功利主義の末裔の立場を維持しつつも、権利論からの批判についてもその正しいものについてはこれを認め、他方で、厚生主義の弱点を効用に代えて潜在能力に注目することによって乗り越えようとするセンの正義論の内容を余すところなく伝えている。功利主義対分配的考慮、自由対平等、リベラルな権利対特別な義務といった実体的観点から把握された論争理解が圧倒的多数を占める現状において、本論文の視座は、他に類をみず、センの正義論の解明という目的をこえて高く評価されるべきものである。

第二に、社会的選択理論の大家センの正義論の全貌の解説は、彼の社会的決定関数のテクニカルな側面の記述なしには不可能だと思われるがちであるのに対して、論者は、明示的に言及していないものの、最も基礎的な概念の形成こそ決定的に重要であり、この面では、経済学者と倫理学者・政治哲学者・法哲学者が協働しうることを鋭く見抜き、もっぱらその側面に集中して、セン以上に広い視座から、センと他の立場との論争を精緻に分析しており、実り豊かな知見を経済学の専門家以外にも近づきやすい形で提供している。とりわけ、第5章および補論2における、権利の概念形成をめぐる社会的選択理論とゲーム理論の論争に関する論述は、専門家以外には一見近づきがたく見える高水準の論争であるにもかかわらず、それを

権利概念の本質に焦点をあててわかりやすく紹介すると同時に、センの立場の限界をも暗示する点で、終始センを支持するという表面的な叙述の裏に隠された論者の学問的格闘を垣間見せ、センないし若松氏と立場を同じくしない者にとっても取り組むべき問題の困難さを十二分に悟らせるものである。

第三に、本論文のなかで最も独創的な点は、センをシュクラーと接合し、彼を不正義の是正をめざす理論家の一人と位置づけたことにある。センの正義論の特徴の一つは、様々な立場に開かれた性格、ヌスバウム流に悪く言うと優柔不断なところにある。この意味でメタ倫理学に属するセンの正義論から実態的内容をとまなう正義論を導出することはきわめて難しい。論者は、ここでも苦闘して、セン自身のわずかな言葉と完備性ドグマの批判を手がかりに、センの正義論から不正義の是正という積極的含意を引き出すことに成功している。それは、実体的正義論というよりも半実体的正義論とみるほうが正確だと思われるが、それでも、このような政治哲学的含意をセンから汲み取ることができることを説得的に論証した者は、若松氏をおいて他にない。

本論文が設定した目的の観点からみて、これといった欠点はこれを指摘することができない。あえて付言すれば、倫理学および経済学においてはそうでないとしても、政治哲学および法哲学においては権力問題が軽視できない重要性をもっているが、国家論なき倫理学者と言うべきセンは、この問題をまったく捨象しており、センの正義論の解明を目的とする本論文も、当然ながらこの問題を扱っていない。だが、正義論を権力情報をも考慮に入れて再構成するとどうなるのか、この種の問題の探究に対しても、情報に徹底して着目する本論文は有益な示唆を与えるにちがいない。

以上の理由から、本論文の学術的価値は高く、博士（法学）の学位を授与するにふさわしいものと認める。

なお、平成16年1月23日に調査委員三名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。